

インフルエンザ出席停止確認表(小・中学校)

インフルエンザによる出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」です。

	発症日	発症後					発症後5日を経過した後		
		発症当日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
例1 発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後5日以内 なので登校不可	発症後5日以内 なので登校不可	登校可能		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例2 発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後5日以内 なので登校不可	登校可能		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例3 発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例4 発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例5 発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

(※その後は、解熱した日によって出席停止日が順次延期されていく。)

新型コロナウイルス感染症出席停止確認表(小・中学校)

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。

	発症日	発症後					発症後5日を経過した後		
		発症当日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
例1 発症後1日目に症 状が軽快した場合	発熱等	軽快	軽快後 1日目	発症後5日以内 なので登校不可	発症後5日以内 なので登校不可	発症後5日以内 なので登校不可	登校可能		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例2 発症後2日目に症 状が軽快した場合	発熱等	発熱等	軽快	軽快後 1日目	発症後5日以内 なので登校不可	発症後5日以内 なので登校不可	登校可能		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例3 発症後3日目に症 状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後 1日目	発症後5日以内 なので登校不可	登校可能		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例4 発症後4日目に症 状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後 1日目	登校可能		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例5 発症後5日目に症 状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後 1日目	登校可能	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		

(※その後は、症状が軽快した日によって出席停止日が順次延期されていく。)

●学校保健安全法施行規則

(出席停止の期間の基準)

第19条 令第6条第2項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

- 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたい インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては、3日)を経過するまで。
チ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

令和5年度改正

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。児童生徒等の中で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと